海洋汚染防止法改正による、海洋投入処分許可制度導入について

環境省 地球環境局 環境保全対策課

ロンドン条約

(廃棄物その他のものの投棄による海洋汚染の防止に関する条約)

- 1972年採択、1975年発効
- ■海洋投入処分をしてはならないもの(大部分の産業廃棄物、放射性廃棄物、有機ハロゲン化合物、水銀等)を規定している。

96年議定書

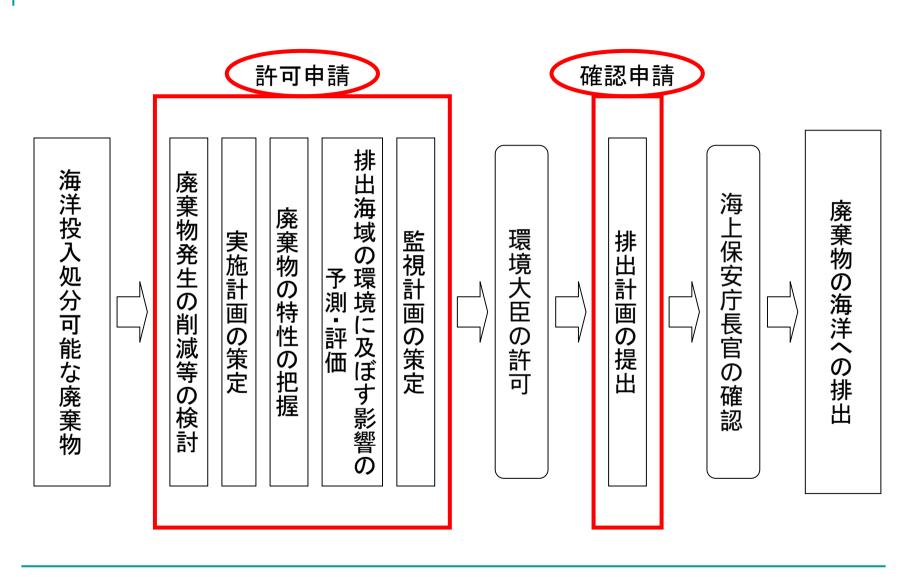
(1972年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染防止の防止に関する条約の1996年の議定書)

- 1996年採択
- ロンドン条約締約国15カ国を含む26カ国以上の批准または加入の後、30日目に発効2006年1月末現在の批准国は22カ国
- 廃棄物の海洋投入処分を原則禁止とし、海洋 投入処分を検討できるもの(リバースリスト) を限定列挙している。

改正海洋汚染防止法

- ■2007年(平成19年)4月1日より施行
- ■海域における船舶から廃棄物を排出⇒原則禁止
- ■法で掲げる廃棄物を海洋投入処分
 - ⇒環境大臣の許可が必要
- ■「廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令」 (許可省令)
 - 「廃棄物海洋投入処分の許可の申請に関し必要な事項を定める件(告示)」(ガイドライン告示)
- ■許可申請受付開始:2006年(平成18年10月1日)

海洋投入処分の許可申請に必要な手続き



海洋投入処分の検討が可能な廃棄物かどうか の判断

- ■赤泥
- 建設汚泥
- 有機性汚泥等
- 一般水底土砂

「廃棄物海洋投入処分の 許可の申請に関し必要な 事項を定める件(告示)」

■ その他海洋施設等⇒現在作成中

|許可申請

《必要書類》

① 許可申請書

② 当該廃棄物が海洋投入処分以外に適切な処分の方法がないものであることを証明する書類

③ 事前評価書

必要書類 許可申請書

- 1. 氏名又は名称及び住所並びに法人の場合その代表者の氏名及び住所
- 2. 廃棄物の種類
- 3. 「実施計画
 - a. 海洋投入処分期間
 - b. 海洋投入処分期間中の海洋投入処分量
 - c. 単位期間ごとの海洋投入処分量
 - d. 廃棄物の排出海域
 - e. 廃棄物の排出方法

4. 「監視計画

- a. 監視の方法
 - 1)海洋投入処分の実績に関する事項
 - ①海洋投入処分をした廃棄物の数量
 - ②法令に定める有害物質等に関する基準(判定基準)の適合状況
 - 2) 海洋投入処分をした海域の状況
- b. 監視の頻度(許可の有効期間を勘案した時期及び回数とする)

(この他に、廃棄物の排出海域の位置及び範囲を示す図面を添付)

必要書類

当該廃棄物が海洋投入処分以外に適切な処分の方法がないものであることを説明する書類

廃棄物の種類に応じて、以下の項目について記載

- 廃棄物の発生から海洋投入処分に至る過程の概要 (赤泥、建設汚泥および有機性汚泥等)
- 廃棄物の発生量の削減に関する取組 (赤泥および有機性汚泥等)
- 一般水底土砂の発生する事業の概要及び必要性 (一般水底土砂)
- 廃棄物の最終処分量の削減に関する取組 (赤泥、建設汚泥および有機性汚泥等)
- 海洋投入処分量の削減に関する取組 (赤泥、建設汚泥、有機性汚泥等および一般水底土砂)

以上の検討結果を取りまとめ、海洋投入処分せざるを得ない量を明らかにする。

必要書類 事前評価書

- 1. 海洋投入処分をしようとする廃棄物の特性
- 2. 当該廃棄物の種類及び特性を勘案し、当該廃棄物の海洋投入処分をすることにより影響を受けるおそれがある環境の構成要素に係る項目(事前評価項目) 環境への影響を評価する際に考慮すべき項目(廃棄物の種類による)
- 3. 事前評価項目のうち、廃棄物の数量及び特性並びに排出海域の状況を勘案して、 海洋環境にどのような影響を与えるのか調査を行う項目(調査項目)

有害物質の含有量 投入量、投入海域等 **包括的評価**(調査項目は事前評価項目から選定)

- 4. 調査項目の現況及び把握の方法
- 5. 海洋環境に及ぼす影響の予測を行うために把握した気象等自然的条件の現況 及び把握の方法
- 6. 海洋投入処分による調査項目の変化の程度及びその範囲並びに予測の方法
- 7. 事前評価の結果
- 8. その他参考となる事項

事前評価

以下の条件を全て満たす場合 「初期的評価」 一つでも満たしていない場合 「包括的評価」

- 赤泥 有機性汚泥等
 - ◆ 年間の海洋投入処分量が、10万立方メートル未満であること。

建設汚泥 一般水底土砂

- ◆ 年間の海洋投入処分量が10万立方メートル未満であること。 または、10万立方メートル以上の場合で影響想定海域の海底において 当該期間に堆積する厚さが30センチメートル未満であると認められること。
- ガイドライン告示の別表に掲げられている有害物質等が同 別表に示す基準を超えて含まれていないこと
- 既往知見や生物試験等から、強い生物毒性が認められていないこと

事前評価項目

項目
・海水の濁り
・有害物質等による海水の汚れ
・海水中の溶存酸素量
・海水中の有機物質の量及び栄養塩類の量
・底質の粒径組成
・底質の有機物質の量
・有害物質等による底質の汚れ
・海底地形
・基礎生産量
・魚類等遊泳動物の生息状況
・底生生物の生息状況
・海藻及び藻類の生育状況

事前評価項目

調査対象	項目
Lix.	・重要な生物種の産卵場又は生育場その他の海洋生物の生育又は生息にとって重要な 海域の状態
生態系	・熱水生態系その他の特殊な生態系の状態
	・藻場、干潟、サンゴ群落その他の脆弱な生態系の状態
 	・漁場としての利用状況
と海洋	・海底ケーブルの敷設、海底資源の探査又は掘削その他の海底の利用状況
#との	・海水浴場その他の海洋レクリエーションの場としての利用状況
との関わり	・海中公園その他の自然環境の保全を目的として設定された区域としての利用状況
CI	・沿岸における主要な航路としての利用状況

事前評価:初期的評価

■ 自然的状況の現況 ⇒影響想定海域を設定

✓ 水深 ➤流況

(海洋投入処分の影響が及ぶと想定される海域)

■ 調査項目の現況

影響想定海域内に、保護すべき海域(既に環境が悪化している海域、重要な生態系、漁場等の利用など)があるかどうかを記載

- ➡ 保護すべき海域がある場合・・・包括的評価を実施
- ※「自然的状況」と「調査項目」は、文献からの収集、専門家から聴取、類似性のある海域の情報を基に推定等により入手する。
- 調査項目に係る変化の程度
- ✓ 現況の把握を行った調査項目のそれぞれについて、廃棄物の海洋投入処分によって生じる変化を予測

事前評価:包括的評価

■ 自然的状況の現況 ⇒影響想定海域を設定

- ➤ 風向きおよび風速、暴風雨の発生状況その他の気象に関する事項 ➤水深 ➤流況
- ➤ 水温、塩分濃度、温度躍層および密度躍層 ➤波浪、波の特性その他の海象に関する事項

調査項目の現況

- ※「自然的状況」と「調査項目」は、文献当よりの収集、専門家から聴取、類似性のある海域 の情報を基に推定等により入手する。
- ※ 包括的評価の場合、必要に応じて現地調査を行う。季節による変動を把握する必要がある場合には、調査時期を適切に設定することが必要。

■ 調査項目に係る変化の程度

- ✓ 現況の把握を行った調査項目のそれぞれについて、廃棄物の海洋投入処分によって生じる変化を予測
- ✓ 包括的評価の場合、予測モデルによる数理計算、水理模型を用いた実験等により、<u>可能な</u> 限り定量的に予測することが必要

監視

- ■海洋投入処分量の実績に関する事項
 - ✓ 廃棄物の数量
 - ✓ 廃棄物の判定基準の適合状況

■海域の状況

当該海域に、保護すべき海域が無いことと、申請時に把握した各調査項目について以下の方法で確認する

- □ 初期的評価の場合
 - ・ 文献その他の資料による調査、専門家等からの聴取
- □ 包括的評価の場合
 - •初期的評価と同様の方法
 - ・現場調査による確認(試料採取やビデオ撮影等)